

埼玉県と関東財務局、埼玉労働局及び関東経済産業局との県内中小企業の課題解決に向けた
シニア人材活用に関する連携協定書

埼玉県（以下「甲」という。）と財務省関東財務局、厚生労働省埼玉労働局及び経済産業省
関東経済産業局（以下「乙」という。）とは、以下のとおり、県内中小企業の課題解決に向け
たシニア人材活用に関する連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、県内中小企業が抱える経営課題の解決を図るため、甲と乙が相互に連携
及び協力し、社会で活躍し続ける意欲とスキル・ノウハウを持つシニア人材と県内中小企
業とのマッチングに取り組むことにより、人手不足対策の推進及び企業の生産性向上を図
り、もって地域経済の発展に寄与することを目的とする。

（連携及び実施）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、相互に連携し
て実施する。

（1）社会で活躍し続ける意欲とスキル・ノウハウを持つシニア人材への支援

ア 埼玉県シニア人材バンク、（株）地域経済活性化支援機構のREVICareer、
（公財）産業雇用安定センター埼玉事務所のキャリア人材バンク及び関東経済産業局
マネジメントメンター（以下「人材バンク等」という。）に既に登録されているシニア
人材に対する未登録の人材バンク等への登録の働きかけ

イ 人材バンク等に新たに登録されるシニア人材の掘り起こし及び当該シニア人材に対
する未登録の人材バンク等への登録の働きかけ

（2）シニア人材により経営課題の解決を図ろうとする県内中小企業への支援

ア 甲及び乙の業務に関連する企業に対する埼玉県シニア人材バンクへの登録の働きかけ

イ シニア人材により経営課題の解決を図るための企業向けセミナー等の開催

（3）シニア人材と県内中小企業とのマッチング

ア 埼玉県シニア人材バンクを活用したオンラインマッチングの実施

イ 対面によるマッチングイベントの開催

（4）その他、前条の目的を達成するために必要な事項

（協定内容の変更）

第3条 甲、乙のいずれかが本協定に定める事項の変更を申し出たときは、その都度協議の
上、必要な変更を行う。

（疑義の決定）

第4条 本協定に定める事項又は本協定に定めのない事項について疑義等が生じた場合は、
甲、乙が互いに誠意をもって協議し、定めるものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、令和8年3月31日までとする。ただし、期間が満了する1
か月前までに、甲又は乙のいずれからも別段の申出がないときは、引き続き同一内容で、
更に1年間、本協定は更新されるものとし、その後においても同様とする。

令和7年7月28日

甲 埼玉県 埼玉県知事

大野元裕

乙 財務省関東財務局 関東財務局長

後藤 健二

厚生労働省埼玉労働局 埼玉労働局長

片淵 仁文

経済産業省関東経済産業局 関東経済産業局長

佐合 達矢